

平成27年度 地域材利用拡大緊急対策事業  
木材の新規用途の導入促進事業のうち  
CLTを活用した建築物の実証事業  
募 集 要 領

平成28年2月  
木構造振興株式会社  
公益財団法人日本住宅・木材技術センター

**平成 27 年度 地域材利用拡大緊急対策事業**  
**木材の新規用途の導入促進事業のうち**  
**CLT を活用した建築物の実証事業**  
**募集要領**

**1. 事業の趣旨**

地域材利用拡大緊急対策事業は、地域材の良さを発信し需要を増大させるとともに、地域材を利用する木材関係者等が連携して行う取組等を総合的に支援し、山村地域の重要な産業である林業・木材産業を活性化させていくことを目的としています。この観点から、本事業は CLT を活用した建築物の設計・建築等の実証についての提案を募り、その過程により、新たな発想等を引き出すとともに、普及のための課題点やその解決方法を明らかにし、具体的な需要につなげることを目的としています。

木構造振興（株）（以下、「木構振」という。）と（公財）日本住宅・木材技術センター（以下、「住木センター」という。）は、本募集要領に基づき共同で CLT を活用した建築物の設計・建築等の事業を募集し、実証性の高い優れた提案を選定します。実証事業の実施に当たっては、木構振が別に定める助成金交付規程によりその事業経費の 3/10 を上限に助成を行います。

**2. 公募内容**

**2.1 公募する事業内容**

CLT を活用した建築物の設計・建築等を対象とします。また、提案される事業は、次の全ての要件に該当するものであることが必要です。

- (1) CLT を活用した建築物を建築もしくは設計するものであること。なお、次の項目についても該当範囲内とします。
  - ア. CLT を部分的に利用するもの。
  - イ. 工作物等を建築するもの。
  - ウ. 建築予定のものであって、建築場所や資金計画等が明確になっているもの。
- (2) 実証する項目が明確であるもの。
- (3) 提案した事業内容が、平成 29 年 2 月末までに完了できるもの。

実証する範囲が終了していれば、平成 29 年 2 月末までに建築物が竣工する必要はありません。

**2.2 応募資格者**

応募者は、建築主を基本とします。実証する事業内容が建築物の建築に至らない提案は、提案内容を主体的に実施する者であって事業経費を負担する者としてします。その他、次についても満たす者としてします。

- (1) 実証する事業の協力体制が確保されていること。

(2) 経理的基礎、事務処理能力を有すること。

### 2.3 公募する事業の種類

公募する実証事業の種類は次のいずれか（組み合わせても可）とします。ただし、本事業で実証する内容を明確にし、その該当部分についてのみを助成対象とします。また、2.1を満たすものとします。

#### (1) 建築物の建築実証

例) CLT を利用した建築物を建築することにより、施工方法の課題等を検討・確認するもの。

#### (2) 建築物の設計実証

例) CLT を構造体として使用する建築物を設計するために、時刻歴応答解析および性能評価等を実施するもの。

#### (3) 部材の性能実証等

例) CLT を利用した建築物を設計するために必要な防耐火、遮音、断熱、耐久性等の性能試験を行うもの。

### 2.4 計上できる経費等

本事業の提案において計上できる経費は次の(1)～(3)のとおりです。計上できない経費については(4)のとおりです。

#### (1) 需用費

「需用費」とは、事業を実施するために必要となる材料費、消耗品費等の経費で、事業実施者の通常の運営に伴って発生する事務所の経費は除きます。

例) 建築資材、試験材料費、10万円未満<sup>\*</sup>の計測機械、等

<sup>\*</sup>計上できるものは耐用年数1年以内のものとし、目安としては取得金額が10万円未満とします。耐用年数が1年を超えるような備品等についてはリース、借上等にて対応して下さい。

#### (2) 役務費

「役務費」とは、事業を実施するために必要となる人的サービス等に対して支払う経費です。

例) 設計費、建設費、性能評価手数料、試験手数料、等

#### (3) 使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、事業を実施するために必要となる器具機械、会場等の借上げに必要な経費で、事業実施者の通常の運営に伴って発生する事務所の経費は除きます。

例) 建築機械リース料、会場使用料、等

#### (4) 計上できない経費

事業を実施する際に必要なものであっても、次のものは計上できません。

- ・建物（本事業において建設するものを除く）や土地等の不動産取得費、土地使用料及び建物借り上げ費

- ・事業実施者の人件費又は事業実施者が直接支払う賃金、謝金、旅費
- ・会議費（飲料費等）、セミナー等参加費
- ・本事業で実証する建築物であっても、実証する項目と関連性のない部分の建設費
- ・事業中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・上記の他、当該事業の実施に関連性のない経費

## 2.5 応募方法

別紙様式の申請書類を作成し、公募期間内に住木センターに提出していただきます。なお、採択事業は書類審査により決定しますが、場合により応募内容のヒアリングを行うことがあります。応募期間および応募の詳細は「6. 応募方法」を参照してください。

## 2.6 事業規模

本事業規模は助成額（国庫補助金額）として全体で3億円程度を予定しています。採択事業数の目安は10件程度としています。

## 3. 提案事業の採択および事業実施方法

### 3.1 事業実施体制

本事業は、公募等の手続きを住木センターが、公募により採択された実証事業への助成金の交付を木構振が担当します。公募に対する問い合わせは住木センターが受け付け、実証事業の実施者に対する窓口も住木センターが担当します。

### 3.2 提案事業の審査

#### (1) 審査の実施体制

提案された事業は、学識経験者等からなる「CLTを活用した建築物等実証事業検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）において審査します。

審査の公平性、中立性の確保の観点から、委員の審査業務について以下の制限を行います。

- ・委員は、提案を行うことはできません。
- ・委員は、委員本人と関係を有する企業等が行った提案を審査する場合、当該審査に関わることはできません。
- ・委員は、委員本人又は委員本人と関係を有する企業等が業務として、コンサルティング等を行った提案を審査する場合、当該審査に関わることはできません。

なお、委員会の議事録については非公開とし、審査に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

#### (2) 審査の手順

提出書類について、応募の要件を満たしているか等について確認するとともに、提出書類の内容について書面審査を行って採択者を選定します。また、必要に応じ追加資料の要求やヒアリング等を行うことがあります。追加資料を要求したものの、指定した期

日までに追加資料の提出がない場合や、ヒアリング等に応じることができない場合には審査の対象とならないことがあります。

### 3.3 提案事業の評価

提案事業の評価は、次のものを中心に総合的に行います。

#### 【評価項目】

- (1) CLT の使用方法の新規性・先進性
- (2) 実証内容の妥当性・適切性
- (3) 事業計画の実現可能性
- (4) 成果物の有効性
- (5) 地域材の利用拡大への貢献性

### 3.4 事業の採択者への通知

検討委員会での審査結果をもとに、木構振および住木センターが採択事業を決定し、応募者に通知します。また、採択されなかった場合についてもその旨応募者に通知します。応募者への通知は住木センターが代表して行います。なお、不採択の理由については応じられませんのでご了承ください。採択・不採択の通知は、3月下旬を予定しています。

### 3.5 助成金交付手続き

応募した事業が採択されると、木構振が別に定める「木材の新規用途の導入促進事業助成金交付規程」（以下、「助成金交付規程」という。）に従い助成金交付申請手続きを行っていただきます。採択者には、改めて手続きの詳細をご連絡します。なお、助成金については、提案された内容について検討委員会の評価に基づき、予算の範囲内で、申請書に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。

### 3.6 事業実施期間

採択事業の事業実施期間は、前項の助成金交付申請を、木構振が承認した日から、平成29年2月28日までです。事業の実施に係る経費については事業実施者が支払い、事業に要した経費のうち3/10を限度に、助成金交付規程に従い木構振が助成します。支払い対象となるのは事業実施期間に発生した費用で、平成29年3月3日までに支払いを証明する書類を添えて請求書を提出できるものとします。

### 3.6 その他

同一の内容で、国、地方公共団体等の補助金等を受けている事業は対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については対象とすることがあります。

## 4. 事業実施中及び事業完了後の留意点

### 4.1 事業の計画変更および中止

事業実施者は、やむを得ない事情のある場合を除き、採択され、承認された事業の内容を変更、中止、又は廃止することはできません。ただし、事業計画および事業予算の変更、中止、又は廃止について木構振の承認を得た場合はこの限りではありません。

### 4.2 実績報告等

事業実施者は、事業が完了したときは、実施した事業内容についての実績を報告するとともに成果報告書を提出していただきます。成果報告書の様式は基本的に任意としますので、どのような成果物が提出可能かを含めて提案書に記載してください。また、平成29年3月に開催予定の木材の新規用途の導入促進事業成果報告会にて事業の成果を発表していただきます。

### 4.3 成果等の取り扱い

#### (1) 成果報告書等について

木構振および住木センターは、前項において提出された成果報告書等について、一般に公開できるものとします。ただし、財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について当該事業実施者が申し出た場合は、別に定める優先実施期間中に限り、その一部を公表しないことができます。

#### (2) 工業所有権等の取り扱いについて

本事業により工業所有権等が発生した場合、事業実施者は、以下のア～ウの義務を負います。また、工業所有権を含む所有権の確立、維持等の費用は事業実施者の負担とします。

ア. 本事業を開始した年度の最初の日から5年以内に、本事業の成果に基づく工業所有権等を出願し、もしくは取得した場合又はこれを譲渡し、もしくは実施権を設定した場合に、当該出願等を行った年度の終了後20日以内に木構振および住木センターに報告すること。

イ. 木構振および住木センターもしくは国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該工業所有権等を利用する権利を木構振および住木センターもしくは国に許諾すること。

ウ. 当該工業所有権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該工業所有権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、木構振および住木センターもしくは国が当該工業所有権等の活用のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該工業所有権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

※ 工業所有権等とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権等のことをいいます。

### (3) 図面等の取り扱いについて

本事業における建築物の図面等について、木構振および住木センターもしくは国が事業成果の普及や調査等のために必要があるとして求める場合、4.2 で提出した成果報告書以外の図面等についても PDF 等のデータを提出していただくことがあります。大臣認定等の申請書類についても同様とします。

### (4) 報告及び収益納付等

当事業終了後5年間は、当事業による事業成果の実用化等に伴う事業成果の供給実績があった場合、その実績及び収益の状況を木構振に報告していただきます。また、当事業期間終了後5年間において、事業成果の実用化、工業所有権等の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと木構振もしくは国が認めた場合には、木構振が助成した経費の額を限度として、助成金の全部又は一部を納付していただきます。

## 4.4 取得財産の管理等

事業実施者は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を行って下さい。

事業実施者は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具、もしくは不動産については、木構振の承認を受けずに助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、木構振の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、木構振が助成した額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

## 4.5 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力

事業実施者には事業終了後、事業の取り組み内容の調査、事業に関する評価のために、モニター調査、アンケート調査やヒアリング等に協力していただくことがあります。

## 5. 情報の取り扱い等

### 5.1 情報の公開・活用

#### (1) プレス発表等

助成金交付申請が承認された事業については、事業名、実施者、概要等をプレス発表し、併せて木構振もしくは住木センターのホームページに掲載します。

#### (2) 事業等の公表

広く一般に CLT を活用した建築物の実証事業について紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

### 5.2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

## 6. 応募方法

### 6.1 公募期間

平成28年2月19日（金）～平成28年3月11日（金）

提出書類は3月11日 17時までに必着とします。

### 6.2 提出先、問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、原則として、ファックス又は電子メールでお願いします。応募様式は、下記のホームページからダウンロードして使用してください。

〒136-0075 東京都江東区新砂 3-4-2

(公財) 日本住宅・木材技術センター 研究技術部

電話番号：03-5653-7662 FAX：03-5653-7582 (担当：大澤、金子)

メールアドレス：gijutsu@howtec.or.jp

ホームページ：http://www.howtec.or.jp/ (応募様式のダウンロード可能)

### 6.3 提出方法

原則、郵送とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、応募者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みしてください。担当者に連絡の上、直接持参しても結構です。

提出書類の表書きには、「CLT を活用した建築物の実証事業応募書類在中」を記入してください。（提出書類の差し替えは固くお断りします。）

### 6.4 提出書類

CLT を活用した建築物の実証事業を提案しようとする方は、公募期間中に次表の応募書類一覧に従って、必要書類を各1部揃えて提出してください。

表：応募書類一覧

分類	提出データ	書類名	提出部数	枚数制限
様式 1	エクセルまたは PDF	提案申請書	1 部	A4 1 枚
様式 2		建築物の概要	1 部	A4 1～2 枚
様式 3		実証内容および実証計画	1 部	A4 1～2 枚
様式 4		事業予算書	1 部	A4 1～2 枚
添付資料 1 (任意様式・必須)	PDF	建築物の基本構想図	1 部	A4 1～2 枚も しくは A3 1 枚程度
その他		上記の書類データを収めた CD-R 等	1 部	
添付資料 2 (任意提出)		応募者および事業協力企業 の会社案内等	(1 部)	

※注意事項

- 1) 様式 1～4 は手書きは不可とします。1 部を印刷し、データは CD-R 等に記録して申請書に添えてください。
- 2) 様式 1～4 は青字の記載例を参考に、自由に記載してください（該当する全ての項目を記載してください）。様式 1 の申請書の応募者欄には必ず代表者印を押してください。
- 3) 添付資料 1 の「建築物の基本構想図」については任意様式とします。本事業で建築する建築物において CLT をどのように使うのかが分かるような資料としてください（基本設計図、イメージ図、コンセプト図等。手書き、文章のみでも可）。
- 4) 添付資料 2 の「応募者および事業協力企業の会社案内等」については応募者や事業協力企業等の会社案内等を提出してください（必須ではありません）。
- 5) 応募書類が募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 6) 応募書類及び電子データを記録した CD-R 等はお返しできませんので、その旨あらかじめご了承ください。

平成27年度 CLTを活用した建築物の実証事業 提案申請書

提出日： 平成28年 月 日			
木構造振興(株) 代表取締役 西村 勝美 殿 (公財)日本住宅・木材技術センター 理事長 岸 純夫 殿 下記内容で応募いたします。			
提案事業名：	〇〇施設新築工事の建築実証		
<b>1. 応募者名</b>			
住所	〒136-0075 東京都江東区新砂3-4-2		
会社名等	(株)〇〇木材		
代表者名	代表取締役 木材 太郎		
電話番号	03-5653-7662	FAX番号	03-5653-7582
<b>2. 応募事業の種類</b>			
1) 実証の種類(該当項目に○印。複数可。) (1)建築物の建築実証 (2)建築物の設計実証 (3)部材の性能実証等			
2) CLTの主な使用方法(該当項目に○印。複数可。(2)(3)の場合は具体的に記載。) (1)構造体 (2)部位・部品(具体的に記載： ) (3)その他(具体的に記載： )			
<b>3. 提案事業の概要</b>			
1) 事業予算額		81,000 千円(消費税込)	
うち自己負担額		56,700 千円(消費税込)	
2) 提案事業において実証する内容(100字程度以内で簡潔に記載してください。)			
自社の〇〇施設をCLTを構造体として設計するために必要な部材の構造特性値を実験により求め、この値を用いて設計した建築物において時刻歴応答解析を行う。大臣認定取得後着工し、木工事まで完成予定。CLT施工精度の検証を行う。			
<b>4. 応募者の概要</b> (応募者の経済的基盤や提案事業の協力体制が分かるように記載してください。)			
設立：平成〇年 従業員数：〇人 資本金：〇〇千円 事業内容：木材製品の販売 提案事業の協力体制：(設計)〇〇設計、(構造設計)〇△設計、(施工)□□建設			
<b>5. 使用するCLTの概要</b> (主要な寸法、ラミナ構成、強度区分、樹種、供給体制等について記載してください。)			
床パネル、屋根パネル 寸法：t=210、幅1m程度、6m以下 ラミナ構成：7層7プライ 強度区分：Mx60-7-7 樹種：スギ 供給体制：(株)△△木材より購入			
<b>6. 担当者</b> (提案事業の主担当となる方、もしくは窓口となる方を記載してください。)			
住所	〒136-0075 東京都江東区新砂3-4-2		
会社名等	(株)〇〇木材		
部署名等	技術部	担当者名	〇〇
電話番号	03-5653-7662	FAX番号	03-5653-7582
E-MAIL	〇〇@〇〇.co.jp		

※青字の記入例は削除してください。A4 1枚に収めてください。

平成27年度 CLTを活用した建築物の実証事業 建築物の概要

提案事業名:	〇〇施設新築工事の建築実証
<b>1. 建築確認等</b> (建築確認もしくは計画通知の要否)	
1) 建築確認等の要否(該当項目に☑。)	
□要 □否(理由: )	
2) 建築確認済書等の発行の有無(上記が要の場合、該当項目に☑。)	
□発行済 □申請中 □未申請	
<b>2. 建築主等の概要</b> (建築確認申請第二面の内容に準じる)	
1) 建築主	
( )	
2) 代表となる設計者	
( )	
3) 構造設計者	
( )	
4) 代表となる工事監理者	
( )	
5) 工事施工者	
( )	
<b>3. 建築物及びその敷地に関する事項</b> (建築確認申請第三面・四面の内容に準じる。建物情報は本事業に係るもののみ記載する。面積・高さ等の細かな数値は概算でも可。計画段階の場合は現時点での数字で可。)	
1) 建設地(市町村までで可)	
( )	
2) 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等(該当項目に☑。)	
(□都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定) □準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外)	
3) 防火地域(該当項目に☑。)	
(□防火地域 □準防火地域 □指定なし)	
4) 敷地面積	
( )	
5) 主要用途(本事業に係る部分)	
( )	
6) 工事種別(本事業に係る部分。該当項目に☑。)	
(□新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替)	
7) 建築面積(本事業に係る部分)	
( )	
8) 延べ面積(本事業に係る部分)	
( )	
9) 建築物の高さ等(本事業に係る部分)	
【イ.最高の高さ】( )	

平成27年度 CLTを活用した建築物の実証事業 建築物の概要

提案事業名:	〇〇施設新築工事の建築実証
【階数】	地上( ) 地下( )
【構造】	造 一部 造
10) 許可・認定等	( )
11) 工事着工予定日	(平成 年 月 日 )
12) 工事完了予定日	(平成 年 月 日 )

※青字の記入例は削除してください。A4 1~2枚に収めてください。

平成27年度 CLTを活用した建築物の実証事業 実証内容および実証計画

提案事業名:	〇〇施設新築工事の建築実証
<b>1. 本事業で実証する内容</b>	
1) 実証の種類(該当するものに☑。別紙1 2 1)の項目と同じ。)	
<input type="checkbox"/> 建築物の建築実証 <input checked="" type="checkbox"/> 建築物の設計実証 <input checked="" type="checkbox"/> 部材の性能実証等	
2) 実証内容の具体的説明(実証する内容を具体的に記載してください。)	
本事業で建築予定の〇〇施設は構造体としてCLTを使用するため、時刻歴応答解析を行い建築物の性能評価および大臣認定が必要である。本事業では構造特性値を求める部材仕様を検討し、これらの数値を求めるために部材の〇〇試験を行う。得られた値を基に部材の仕様を決定し、時刻歴応答解析を行う。今回の仕様では、〇〇の特徴があり、新規性がある。平成28年11月に〇〇センターに性能評価申請し、性能評価ののち大臣認定され次第着工。平成28年度に木工事までを行い、CLTの施工精度についても検証する。	
<b>2. 実証方法と計画</b> (提案事業の実証方法と計画をなるべく詳細に記載してください。)	
実施設計は〇〇設計、構造設計は〇△設計が担当する。CLTは〇△木材より購入する。部材寸法を〇種類に分けて検討を行い、最適仕様について検討する。施工は□□建設が担当する。 <実施設計> 4月～7月:〇〇 <構造計算> 6月～7月:〇〇 <接合部の検証> 4～5月:〇〇 <性能評価> 8月:性能評価申請 11月:大臣認定取得 <施工> 12月:着工、基礎工事 平成29年1～2月:木工事	
<b>3. 予定成果</b>	
1) 予定成果物(成果報告書として提出可能な成果物の内容を記載してください。)	
設計に用いた部材の特性値、および設計のプロセスを取りまとめた報告書。 施工レポート。	
2) 本実証により得られる成果(本事業を実施することで得られる効果を自由に記載してください。)	
設計のプロセスおよび施工の課題と解決法を取りまとめることにより、他の事業者がCLTを用いて建築物を建築する際に活用できるツールとなる。類似の建築物として〇や△があり、これらを設計する上で本事業の〇〇の部分の適用できるため、同様に設計・施工することが可能となる。	
<b>4. 他の補助金等の有無</b>	
(国・地方公共団体等から受け入れている、もしくは申請中の他の補助金等がある場合は記載してください。)	
1) 他の補助金の有無(該当するものに☑)	
<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり( <input type="checkbox"/> 交付決定済 <input type="checkbox"/> 申請中または申請予定             )	
2) 上記がある場合はその補助金名称等(本提案との区分についても記載してください。)	

※青字の記入例は削除してください。A4 1～2枚に収めてください。

平成27年度 CLTを活用した建築物の実証事業 事業予算書

提案事業名 : ○○施設新築工事の建築実証

項目	金額(円)	備考
[総額](申請する事業費) ※備考欄には自己負担の額を記載する。国庫補助金額は事業費の3/10以内とする。	81,000,000	助成額 24,300,000円 自己負担額 56,700,000円
1. 建築物の建築実証		
(1)需用費	5,000,000	例) 建築材料(材料支給)○○ ○千円×○本
(2)役務費	60,000,000	例) 施工費△△千円(内訳:基礎工事○○千円、木工事○○千円、屋根工事○○千円)
(3)使用料及び賃借料		例) 工作機械リース ○千円×○台×○日
計	65,000,000	
2. 建築物の設計実証		
(1)需用費	100,000	例) 図面印刷費(○ページ) ○千円×○部
(2)役務費	8,600,000	例) 設計費△△千円(内訳:技術者A ○千円×○人日、技術者B ○千円×○人日)、構造設計費△△千円
(3)使用料及び賃借料	100,000	例) 会場使用料 ○千円×○日
計	8,800,000	
3. 部材の性能実証等		
(1)需用費	3,000,000	例) 試験体材料費 ○千円×○体
(2)役務費	4,000,000	例) 試験手数料 ○千円×○体
(3)使用料及び賃借料	200,000	例) 計測機械リース ○千円×○台×○日
計	7,200,000	
合計		
(1)需用費	8,100,000	
(2)役務費	72,600,000	
(3)使用料及び賃借料	300,000	
計	81,000,000	

注1:備考欄には積算内訳(例:単価×員数)を必ず記載してください。金額は千円単位としてください。

設計費、施工費等、金額が大きくなるものについては詳細が分かるように項目ごとの内訳を記載してください。

注2:消費税込の金額を記載してください。

注3:黄色のセルは自動計算されますので変更しないでください。